

[事案 2023-176] 新契約無効等請求

・令和 6 年 4 月 15 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の不適切な説明を理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 5 月に乗合代理店を通じて契約した無解約返戻金型定期保険について、以下の理由により、契約を無効にして、既払込保険料を返還してほしい。また募集人や保険会社支社長が誠実な対応をしなかったため、慰謝料を支払ってほしい。

- (1)すでに他社の定期保険（以下、「別件契約」）に加入しており、終身保険に加入したいとの意向で代理店を訪れたが、募集人が定期保険をまるで終身保険であるかのような説明をし、定期保険である本契約に加入させた。契約締結当時は、募集人から説明されながら設計書やパソコンの画面を見たが、終身保険であると信じ全く疑うことはなかった。
- (2)契約締結の際、募集人から、別件契約と本契約を比べた場合、本契約の方がトータルの保険料が安いと説明されたため加入を決めたが、別件契約の方が安かった可能性が大きいことが後になって判明した。
- (3)令和 5 年 4 月の保険会社との話し合いの中で、保険会社の対応方針が決まったら書面で連絡すると言っていたにもかかわらず、保険会社支社長から電話があり、全てを精査した結果何も対応しないと言われた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、契約締結時、申立人に対し、本契約が定期保険であることを説明している。申立人がこれを理解していたことは設計書等の募集資料の記載から明らかである。
- (2)募集人や当社支社長が申立人に対する不誠実な対応をしたとは認められない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および申立人の妻、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の不適切な説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情もないことから、和解による解決の見込みがないと判断し、手続を終了した。